

カテゴリ	ご質問	市からの回答
制度	省エネは罰則なしとのことでしたが、太陽光はいかがでしょうか。	太陽光についても罰則はありません。なお、制度の実施は令和9年4月1日からになります。
補助要件	補助金の要件で4/1以降の契約とありましたが、建物の建築契約となりますか？太陽光の追加契約は対象になりますか。	建物の建築契約が4/1以降である必要があります。例えば建物の建築契約が4/1以前の場合、太陽光の追加契約が4/1以降でも対象外となります。
補助要件	家庭用電気工作物に係るサイバーセキュリティ対策実装例リストに「系統連系技術要件が求める3つのサイバーセキュリティ対策を実施する必要がある」とありましたが、JC-STAR制度との関連性はありますか。	現時点ではJC-STAR制度に登録している太陽光自体が少ないため、要件等には含めていませんが、将来的には当該制度が要件となる可能性も含めて検討しています。
補助要件	既存戸建てについて再確認です。補助対象要件に「太陽光だけは対象外」とありましたが、「蓄電池のみも対象外」と口頭で仰ってましたでしょうか。	既存戸建て住宅においては、太陽光のみ、蓄電池のみの導入は対象外となります。
PPA	PPAも対象とのことですが、つまりこれは「第三者所有モデル」も対象ということで間違いありませんか。また、その場合、第三者(事業者)FIT利用は不可という認識で合ってますでしょうか？	第三者所有モデルもリース・PPAと同様に対象となります。FITの利用については新築戸建て住宅向け補助での『ZEH』の場合のみにおいて利用可能となります。
PPA	リースまたはPPAの場合「サービス利用料の減額等で利用者に還元」とご説明いただきましたが、一括還元も認められると考えてよろしいでしょうか？	利用料の減額だけでなく、一括キャッシュバック等も可能です。還元方法は事業者様のやり方にお任せしますが、補助金額を全額還元していただく必要があります。
PPA	PPAやTPOの場合に、金額設定基準に対してどのように判断されるのか。上記質疑と併せて、お願いいたします。	本来購入した場合に係るであろう、設備費や設置工事費を基に計算してください。
PPA	不勉強ですみません、PPA、TPOの場合、事業者からお施主様への還元は補助額全額の認識でよろしいでしょうか。もしくは、一部還元でしょうか。	PPA、TPOの場合の補助金は全額施主様に還元していただく必要があります。
FIT	PPA(第三者所有モデル)→対象だが、第三者(太陽光事業者)によるFIT売電は不可。ただし、パーフェクトZEHであれば可。パーフェクトZEHに満たない場合のFIT売電となる場合は不可という認識で間違いはないか	間違いありません。

カテゴリ	ご質問	市からの回答
FIT	既存の住宅の太陽光・蓄電池設置の補助金は、FIT・非FITは問わないという形でしょうか？それともこちらも非FITのみでしょうか？	既存住宅については非FITのみとなります。
	太陽光・蓄電池の導入価格の金額設定基準(理由)と、その価格で導入出来ない特段の理由というのはどういったものを想定されているかお伺いしたいです。	太陽光パネルは国の調達価格を基準に設定していますが、パネルの性能等により金額が超えてしまう場合がありますので、その際は理由書を提出していただくことでお認めすることとしています。(例:パネルの融雪機能又は防眩機能が付いていることから、通常のパネルより金額が高くなってしまうため) 蓄電池については国の規定により12.5万円を超えるものは理由書が必要となっており、理由書を提出することで15.5万円までの申請が可能となりますが、この金額を超えることはできません。
補助要件	要件となる発電量の30%自家消費については毎年の報告書等で確認するものでしょうか？	太陽光による発電量の自家消費率30%の計算については、導入時に太陽光事業者によるシミュレーションを提出していただきます。 <u>毎年の報告は必要ありません。</u>
書類	30%の自家消費の件、申請者(代行手続き含む)が作成するものでしょうか。または、PPAなどの場合は、PPA事業者さまで作成されるものでしょうか。	太陽光による発電量の自家消費率30%の計算については、太陽光事業者(PPA事業者等)によるシミュレーションを提出していただきます。